



答 申 第 7 3 0 号

平成 31 年 2 月 12 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 31 年 2 月 4 日付け神
ここ第 2461 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

児童虐待事案に係る情報の兵庫県警察への提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 児童虐待の疑いがあるとして市民等からこども家庭センターに通告又は送致があった事案に関する情報を、こども家庭センターから兵庫県警察へ提供することは、兵庫県警察が児童虐待のおそれがある世帯に介入するに当たり、慎重かつ適切な判断・対応が可能となり、児童の生命・身体の安全確保に寄与するため、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

児童虐待事案に係る情報の兵庫県警察への提供について
(第9条「利用及び提供の制限」に関して)

市民等からこども家庭センターに通告又は送致のあった事案に係る以下の情報。

【児童記録票（相談受理表）情報】

- ・ 受理年月日
- ・ 児童氏名
- ・ 児童生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所
- ・ 虐待種別

《参考：平成 25 年 12 月 5 日 第 60 回個人情報保護審議会において承認された情報》

- ・ 送致・通告署
- ・ 送致・通告年月日
- ・ 児童氏名
- ・ 児童生年月日
- ・ 児童行為種別
- ・ 送致・通告種別
- ・ 措置等決定年月日
- ・ 措置種別